

記入上の注意点と添付書類

記入上の注意点

- 1 賦課期日（1月1日）までに相続登記を完了している場合は、この申告書を提出する必要はありません。
- 2 代表者は、現所有者（相続人等）の中から選んでください。
- 3 固定資産税等に係る書類を代表して受け取り、納税等について、原則として現所有者（相続人等）全員の承諾を得てください。
- 4 届書（申告書）の「相続人」欄には、代表者以外の現所有者（相続人等）全員について、氏名・住所・持分・被相続人との続柄（配偶者、長男、長女の長男等）を記入してください。
- 5 相続放棄している方（既に、裁判所に申述済み）がいる場合は、備考欄に「相続放棄」と記入のうえ、放棄したことがわかる書類を添付してください。
- 7 記入欄が不足する場合は、別紙（様式は問いません）に記入し添付してください。

添付書類

- 1 戸籍謄本等の写し（被相続人の出生から死亡までのもの及び申告者と被相続人の関係が確認できるもの）
- 2 「遺産分割協議書」、「公正証書遺言書」、「自筆証書遺言書（家庭裁判所の検認を受けた遺言書、遺言書情報証明書）」がある場合はその写し
- 3 既に相続放棄をしている方がいる場合は、「相続放棄申述受理通知書」又は「相続放棄申述受理証明書」の写し
- 4 申告者（現所有代表者）の本人確認書類の写し（窓口申請の場合は、提示してください。）※本人確認書類は、公的機関の発行する顔写真付き証明書類（マイナンバーカード等）は1点、それ以外（健康保険証や年金手帳等）は2点必要です。